

古代の村の人口

町史編集委員

今津勝紀

(岡山大学文学部助教授)

院に伝わっています。残念ながら備中国については戸籍が残っていないのですが、現存する戸籍から得られる知見を援用することは可能です。

それによると古代の戸は、男性を戸主として戸主のキョウダイやイトコを含む、いくつかの世帯の複合体でした。現在では戸と世帯は、ほぼ同一ですが、古代の場合、戸の中にいくつかの夫婦(世帯)を含んでいました。戸主の直系家族と戸主の兄弟姉妹・従兄弟・従姉妹の家族を含む世帯の複合体です。こうした古代の家族については、いざれふれたいと思えますが、ちなみに古代の夫婦は別姓で、結婚しても妻の姓は変わりません。ただし生まれてきた子には父の姓が継承されます。また一夫多妻の現象も確認できます。

今から約一三〇〇年前の哲多町域には、どれほどの人が住んでいたのでしょうか。これまでの調査で、哲多町域が古代には、備中国哲多郡大飯郷の範囲と重なるであろうことが明らかになりつつあるのですが、古代の郷は、大宝令の規定により五〇の戸を集めて里と呼ばれていたものを霊亀三年以降に里をやめて、これを郷と改称したことにはじまります。霊亀三年以降は、郷の下に小さな里(コザト)をおく、郷里制へと移行しました。郷は、五〇の戸からなるのですが、こうした戸を登録した台帳が戸籍で、古代の戸籍は、大宝二年(七〇一)の御野国(現在の岐阜県、美濃地方)と西海道(九州)をはじめとして、何点かが正倉

このように戸は、戸主と血縁関係にあるものを中心にまとまっているのですが、続柄は、戸主との直接的な血縁関係を軸に父系をたどって表現されますので、戸主の妹の夫などの女系の親族は寄口や寄人などと表現されることもあります。戸主と直接・間接的な親族関係にあるもののほかに、場合によっては、奴婢とよばれる隷属者が含まれるこ

ともありました。そこで、こうした戸の規模ですが、大領とよばれる郡の長官などを勤める有力者の戸では、奴婢を含めて総勢一三〇人を超えるようなものもありますが、一般的な複合家族の総勢は、だいたいの数値ですが二〇人前後になります。今、仮にこれを二〇人として五〇の戸があるとすると、ひとつの郷で約一〇〇〇人ということになります。もつとも郷は地域により実情はまちまちで、必ずしも五〇戸にならない場合もあるのですが、大体、哲多町域の古代の人口は一〇〇〇人程度であったと考えてよいでしょう。

このように、約一〇〇〇人程度の人が古代の哲多町域に居住していたと考えられるのですが、郷は、必ずしも自然的なまとまりではなく、律令制下では兵士の徴発や租税の取り立てのための人為的なまとまりでした。そのためなんら地縁的な関係のない人々が同じ郷に属する場合もあります。古代でも人々の基本的な生活の場は「村」として史料にみえますが、郷はこうした村をいくつかに含むものでした。

これまでに紹介したように、大飯郷については平城宮・平城京から出土した木簡で、郷の下りの里が三つまで判明しています。「備中国手田郡大飯郷新口里・田中里」の庸米の荷札と「備中国哲多郡大飯郷三谷里」とみえる木簡が出土しています。郷里制は、霊亀三年から天平十一年頃までの短



古代の戸籍

い期間にだけ施行されていた制度です。時期はいずれも八世紀前半のほぼ同時期のもので、哲多郡大飯郷の下に位置する里は、新口里・田中里・三谷里の三つです。すべてであったでしょう。「大飯郷新口里・田中里」の木簡の裏面には、「右二村」として書かれており、郷里の里(コザト)が村として表現されています。おそらく、郷里の里(コザト)が古代の史料にみえる村の実態に近いものであることは間違いないでしょう。よって、大飯郷には三つのムラの存在が想定できます。

この村の人口規模は、一概には言えませんが、以上のように里(コザト)が村であるなら、三村で一郷を構成していたことになり、郷の推定人口規模は、約一〇〇〇人です。ひとつの村は平均で三〇〇人強ということになります。もちろんすべての村がみな同じ規模であったとは考えられないので、大きい村小さい村があったことと思いますが、それでも大体の規模は、この程度であったと推定できるでしょう。